

覚醒剤監視員立入検査要領

1 立入検査の意義

覚醒剤取締法は、覚醒剤の乱用による国民の保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の規制を行うことを目的としている。したがって、同法に基づいて行う立入検査の目的は、覚醒剤の所持、製造、譲渡、譲受、使用、保管、研究等及び覚醒剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受、使用、保管、研究等の一切の取扱いについて適正ならしめるよう積極的に調査、指導監督を行うものである。

2 立入検査の対象

	覚醒剤	覚醒剤原料
人 物	1 覚醒剤製造業者 2 覚醒剤施用機関の開設者又は管理者 3 覚醒剤研究者 4 その他の関係者（医師、薬剤師等）	1 覚醒剤原料輸入業者 2 覚醒剤原料輸出業者 3 覚醒剤原料製造業者 4 覚醒剤原料取扱者 5 覚醒剤原料研究者 6 覚醒剤製造業者 7 覚醒剤研究者 8 薬局開設者 9 病院（診療所）の開設者及び管理者 10 医療法第 5 条第 1 項に規定する医師又は歯科医師 11 飼育動物診療施設の開設者（往診若しくは出張のみによって飼育動物の診療業務を行う獣医師又は国若しくは地方公共団体の開設する飼育動物診療施設にあっては開設者の指定職員を含む） 12 その他の関係者（医師、薬剤師等）
場 所	1 覚醒剤製造業者の製造所 2 覚醒剤保管営業所 3 覚醒剤施用機関である病院、診療所 4 覚醒剤研究者の研究所 5 その他覚醒剤に関係ある場所	1 覚醒剤原料輸入業者の業務所及び保管場所 2 覚醒剤原料輸出業者の業務所及び保管場所 3 覚醒剤原料製造業者の業務所及び保管場所 4 覚醒剤原料取扱者の業務所及び保管場所

		所 5 覚醒剤原料研究者の研究所 6 覚醒剤製造業者の業務所及び保管場所 7 覚醒剤研究者の研究所 8 薬局 9 病院、診療所 10 飼育動物診療施設
検査物件	1 保管設備 2 帳簿 3 その他関係物件	1 保管設備 2 帳簿 3 その他関係物件

3 立入検査、収去の権限

- (1) 覚醒剤、覚醒剤原料の取締上必要である場合、立入、検査、質問、収去を行うこと。
- (2) 犯罪捜査のために認められたものではないこと。

4 立入検査の計画

立入検査計画は、年度ごとに効果的かつ総合的な見地から立案すること。ただし、緊急及び一斉検査計画は必要に応じてその都度立案すること。

5 立入検査の準備

- (1) 立入検査を行うに当たっては、事前に対象者に関する参考資料を検討すること。
- (2) 覚醒剤関係業者又は覚醒剤原料関係業者に対する立入検査を行う際に、当該業者が業務所以外の保管場所を定めている場合には、その保管場所についても同時に立入検査を行えるよう配慮することが望ましい。

6 立入検査の実施

- (1) 立入検査に際しては、その身分を示す証票、立入検査調査票、収去証等を必ず携帯すること。
- (2) 立入検査は必ず相手方の責任者の立会いの下に行うこと。なお、開始に先立ち相手方に身分を示す証票を提示すること。
- (3) 収去は試験のために行うものであるから、その分量は試験に必要な最小限度に止め、かつ、必ず収去証を交付すること。
- (4) 立入検査及び試験の結果は、立入検査調査票に記入すること。
- (5) 立入検査の結果、覚醒剤取締法違反の被疑事実を発見し、直ちに犯罪捜査を開始する必要があると判断される場合には、以後の手続は犯罪捜査として行われるものであることを相手方に了知させ、手続的にも両者の境界を明確にすること。
- (6) 立入検査終了後は、検査結果の要点をまとめ講評すること。

- (7) 司法警察員ではない覚醒剤監視員が立入検査によって不正を発見したときは、麻薬取締官又は麻薬取締員に対し、文書により告発の手続をとること。

7 立入検査の心構え

- (1) 覚醒剤監視員は公務員であることを十分に自覚し、関係法規、通知等に精通するとともに、常に覚醒剤及び覚醒剤原料に関する知識の錬磨に努めること。
- (2) 検査に当たっては、言動に注意するとともに、相手方の人格及び立場を十分尊重し、偏見をもたず公正かつ的確な判断を行うとともに、検査上知り得た秘密を他に漏洩することのないよう十分配慮すること。
- (3) 覚醒剤監視員が疑問を持った点については回答を保留し、曖昧な指導は行わないこと。
- (4) 検査は日没後に行わないこと。

8 覚醒剤立入検査の留意点

覚醒剤施用機関

区 分	覚 醒 剤 施 用 機 関
指 定 証 関 係	○指定証を所持しているか。 ○指定証を譲渡又は貸与していないか。 ○指定証の記載事項が現況と一致しているか。 ○指定の要件を具備しているか。 ○病院又は診療所を廃止したとき等は、その事由の生じた日から 15 日以内に、指定証を添えて届出及び返納を行っているか。 ○覚醒剤施用機関の名称を変更したときは 15 日以内に、指定証を添えて届出を行っているか。 ○指定証を毀損し、又は亡失したときは、再交付申請をしているか。 (指導事項) ○指定証の再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは 15 日以内に、旧指定証を返納しているか。
管 理 関 係	○覚醒剤の管理を管理者が行っているか。 ○管理体制に問題はないか。
譲 受 関 係	○覚醒剤製造業者以外の者から覚醒剤を譲り受けていないか。 ○覚醒剤施用機関の責任において覚醒剤譲受証を作成しているか。 ○覚醒剤製造業者から覚醒剤を譲り受けている場合、 ①覚醒剤譲渡証の記載事項等に不備はないか ②覚醒剤譲渡証に記載されている覚醒剤の品名、数量等が現品と相違しないか ③譲り受けた覚醒剤の容器に証紙による封が施されているか

	を確認しているか。(指導事項) ○指定が失効した覚醒剤製造業者等から覚醒剤を譲り受けた場合、譲受日は指定失効の事由が生じた日から30日以内であることを確認しているか。 ○覚醒剤譲渡証を紛失又は毀損した場合、理由書(毀損した場合は、覚醒剤譲渡証を添付)を覚醒剤製造業者に提出し、覚醒剤譲渡証の再交付を受けているか。(指導事項) ○覚醒剤譲渡証を2年間保存しているか。
施 用 関 係	○管理者が管理している覚醒剤を施用し、又は施用のため交付しているか。 ○診療に従事する医師以外の者が、施用し、又は施用のため交付していないか。 ○他人の診療以外の目的に覚醒剤を施用し、又は施用のため交付していないか。 ○覚醒剤の中毒者に対し、その中毒を緩和し若しくは治療するために覚醒剤を施用し、又は施用のため交付していないか。 ○医師が覚醒剤を施用のため交付する場合には、交付を受ける者の住所、氏名、年齢、施用方法及び施用期間を記載した書面に当該医師の署名をして、これを同時に交付しているか。
保 管 関 係	○覚醒剤の保管を病院(診療所)内で行っているか。 ○覚醒剤の保管は鍵をかけた堅固な場所で行っているか。 ○保管されている覚醒剤の品名、数量は帳簿と一致しているか。
廃 棄 関 係	○覚醒剤の廃棄は所定の手続によって行われているか。
事故の届出関係	○覚醒剤に事故(喪失、盗難、所在不明等)があったときは、速やかに届出を行っているか。
帳 簿 関 係	○帳簿を備え、これに譲受、施用、施用のための交付、事故等の覚醒剤の品名及び数量、その年月日等を記入しているか。 ○帳簿と覚醒剤譲渡証の関係は適正か。 ○帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用しているか。(指導事項) ○帳簿の訂正に当たり、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい文字等を記載しているか。(指導事項) ○受入年月日は、覚醒剤製造業者が作成した覚醒剤譲渡証に記載された年月日を記載しているか。覚醒剤譲渡証と覚醒剤の到着年月日が相違するときには、備考欄に到着年月日を記載しているか。(指導事項) ○購入した覚醒剤の製造番号を備考欄に記載しているか。(指導事項)

	○帳簿は、最終の記入の日から 2 年間保存しているか。
報 告 関 係	○年間報告に誤りはないか。 ○12 月 15 日までに、年間報告を提出しているか。
そ の 他	○所有している覚醒剤に誤りはないか。偽和物、混和物が入っていないか。

なお、上記検査とともに、必要に応じて帳簿の記録が施用に関する記録に記載されている覚醒剤の品名、数量と一致しているかを調査すること。

(注) 覚醒剤製造業者（覚醒剤保管営業所を含む）及び覚醒剤研究者に対する覚醒剤の立入検査は前記に準じて行われたい。

9 覚醒剤原料立入検査の留意点

覚醒剤原料取扱者

区 分	覚 醒 剤 原 料 取 扱 者
指 定 証 関 係	○指定証を所持しているか。 ○指定証を譲渡又は貸与していないか。 ○指定証の記載事項が現況と一致しているか。 ○指定の要件を具備しているか。 ○覚醒剤原料に関する業務を廃止したときは、当該廃止の日から 15 日以内に、指定証を添えて届出及び返納を行っているか。 ○覚醒剤原料取扱者の氏名（法人にあってはその名称）若しくは住所又は業務所の名称を変更したときは 15 日以内に、指定証を添えて届出を行っているか。 ○指定証を毀損し、又は亡失したときは、再交付申請をしているか。 (指導事項) ○指定証の再交付を申請した後亡失した指定証を発見したときは 15 日以内に、旧指定証を返納しているか。
譲渡、譲受関係	○譲渡の資格のない者から覚醒剤原料を譲り受け、又は譲受の資格のない者に覚醒剤原料を譲り渡していないか。 ○覚醒剤原料取扱者の責任において、覚醒剤原料譲渡証又は覚醒剤原料譲受証を作成しているか。 ○覚醒剤原料を譲り受ける場合、 ①覚醒剤原料譲渡証の記載事項等に不備はないか ②覚醒剤原料譲渡証に記載されている覚醒剤原料の品名、数量等が現品と相違しないか を確認しているか。(指導事項) ○指定が失効した覚醒剤原料製造業者等から覚醒剤原料を譲り受けた場合、譲受日は指定失効の事由が生じた日から 30 日以内であること

	を確認しているか。 ○覚醒剤原料譲渡証を紛失又は毀損した場合、当該覚醒剤原料を譲り渡した者に理由書（毀損した場合は、覚醒剤原料譲渡証を添付）を提出し、覚醒剤原料譲渡証の再交付を受けているか。（指導事項） ○覚醒剤原料譲渡証を２年間保存しているか。
使用関係	○覚醒剤原料を業務以外の目的で使用していないか。 ○覚醒剤原料を製造していないか。
保管関係	○業務所内又はあらかじめ届け出た場所で覚醒剤原料を保管しているか。 ○鍵をかけた場所で覚醒剤原料を保管しているか。 ○覚醒剤原料の盗難防止の配慮がなされているか。 ○保管されている覚醒剤原料の品名、数量は帳簿と一致しているか。
廃棄関係	○覚醒剤原料の廃棄は所定の手続によって行われているか。 ○焼却その他の覚醒剤原料を回収することが困難な方法で廃棄しているか。
事故の届出関係	○覚醒剤原料に事故（喪失、盗難、所在不明等）があったときは、速やかに届出を行っているか。
帳簿関係	○業務所に帳簿を備え、これに譲渡、譲受、使用、事故等の覚醒剤原料の品名及び数量、その年月日等を記入しているか。 ○帳簿と覚醒剤原料譲渡証の関係は適正か。 ○帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用しているか。（指導事項） ○帳簿の訂正に当たり、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい文字等を記載しているか。（指導事項） ○受入年月日は、覚醒剤原料譲渡証に記載された年月日を記載しているか。覚醒剤原料譲渡証と覚醒剤原料の到着年月日が相違するときには、備考欄に到着年月日を記載しているか。（指導事項） ○購入先の覚醒剤原料製造業者等の氏名又は名称及び購入した覚醒剤原料の製造番号を備考欄に記載しているか。（指導事項） ○帳簿は、最終の記入の日から２年間保存しているか。
その他	○所有している覚醒剤原料に誤りはないか。偽和物、混和物が入っていないか。

（注）覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料研究者及び覚醒剤原料を取り扱う覚醒剤製造業者、覚醒剤研究者に対する覚醒剤原料の立入検査は前記に準じて行われる。

薬局

区 分	薬 局
譲渡、譲受関係	○譲渡の資格のない者から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けていないか。 ○医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、 ①覚醒剤原料譲渡証の記載事項等に不備はないか ②覚醒剤原料譲渡証に記載されている医薬品である覚醒剤原料の品名、数量等が現品と相違しないか を確認しているか。(指導事項) ○医薬品である覚醒剤原料を、処方箋に基づかないで譲り渡していないか。 ○覚醒剤取締法第30条の9第1項第3号に規定された相手以外に医薬品である覚醒剤原料を譲渡する場合、その都度、厚生労働大臣の許可を受けているか。 ○薬局を廃止した薬局開設者等から医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、譲受日は廃止等の事由が生じた日から30日以内であることを確認しているか。 ○患者等から交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、速やかに届出を行っているか。 ○覚醒剤原料譲渡証を紛失又は毀損した場合、当該医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した者に理由書(毀損した場合は、覚醒剤原料譲渡証を添付)を提出し、覚醒剤原料譲渡証の再交付を受けているか。(指導事項) ○覚醒剤原料譲渡証を2年間保存しているか。
使用関係	○医薬品である覚醒剤原料を調剤以外の目的で使用していないか。
保管関係	○医薬品である覚醒剤原料の保管を薬局内で行っているか。 ○鍵をかけた場所で医薬品である覚醒剤原料を保管しているか。 ○医薬品である覚醒剤原料の盗難防止の配慮がなされているか。 ○保管されている医薬品である覚醒剤原料の品名、数量は帳簿と一致しているか。
廃棄関係	○医薬品である覚醒剤原料の廃棄をあらかじめ都道府県知事に届け出た上で、当該職員の立会いの下で行っているか。 ○焼却その他の医薬品である覚醒剤原料を回収することが困難な方法で廃棄しているか。 ○交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したときは、30日以内に届出を行っているか。
事故の届出関係	○医薬品である覚醒剤原料に事故(喪失、盗難、所在不明等)があった

	ときは、速やかに届出を行っているか。
帳簿関係	○薬局に帳簿を備え、これに譲渡、譲受、事故等の医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日等を記入しているか。 ○帳簿と覚醒剤原料譲渡証の関係は適正か。 ○帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用しているか。(指導事項) ○帳簿の訂正に当たり、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい文字等を記載しているか。(指導事項) ○受入年月日は、覚醒剤原料譲渡証に記載された年月日を記載しているか。覚醒剤原料譲渡証と医薬品である覚醒剤原料の到着年月日が相違するときには、備考欄に到着年月日を記載しているか。(指導事項) ○購入先の覚醒剤原料製造業者等の氏名又は名称及び購入した医薬品である覚醒剤原料の製造番号を備考欄に記載しているか。(指導事項) ○帳簿は、最終の記入の日から2年間保存しているか。
その他	○所有している医薬品である覚醒剤原料に誤りはないか。偽和物、混和物が入っていないか。 ○医薬品以外の覚醒剤原料を所有していないか。

病院（診療所）

区 分	病 院 （診 療 所）
譲渡、譲受関係	○譲渡の資格のない者から覚醒剤原料を譲り受けていないか。 ○覚醒剤原料を譲り受けた場合、 ①覚醒剤原料譲渡証の記載事項等に不備はないか ②覚醒剤原料譲渡証に記載されている覚醒剤原料の品名、数量等が現品と相違しないか を確認しているか。(指導事項) ○患者等から、当該病院（診療所）が譲り渡した医薬品である覚醒剤原料以外の医薬品である覚醒剤原料を譲り受けていないか。 ○患者等から、当該病院（診療所）が譲り渡した医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた場合、速やかに届出を行っているか。 ○医薬品である覚醒剤原料を施用の目的以外で譲り渡していないか。 ○覚醒剤取締法第30条の9第1項第3号に規定された相手以外に覚醒剤原料を譲渡する場合、その都度、厚生労働大臣の許可を受けているか。 ○病院を廃止した病院開設者等から覚醒剤原料を譲り受けた場合、譲

	受日は廃止等の事由が生じた日から30日以内であることを確認しているか。 ○覚醒剤原料譲渡証を紛失又は毀損した場合、当該覚醒剤原料を譲り渡した者に理由書（毀損した場合は、覚醒剤原料譲渡証を添付）を提出し、覚醒剤原料譲渡証の再交付を受けているか。 ○覚醒剤原料譲渡証を2年間保存しているか。
使用関係	○覚醒剤原料を施用又は調剤以外の目的で使用していないか。
保管関係	○病院（診療所）内で覚醒剤原料を保管しているか。 ○鍵をかけた場所で覚醒剤原料を保管しているか。 ○覚醒剤原料の盗難防止の配慮がなされているか。 ○保管されている覚醒剤原料の品名、数量は帳簿と一致しているか。
廃棄関係	○覚醒剤原料の廃棄をあらかじめ都道府県知事に届け出た上で、当該職員の立会いの下で行っているか。 ○焼却その他の覚醒剤原料を回収することが困難な方法で廃棄しているか。 ○交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したときは、30日以内に届出を行っているか。
事故の届出関係	○覚醒剤原料に事故（喪失、盗難、所在不明等）があったときは、速やかに届出を行っているか。
帳簿関係	○病院（診療所）に帳簿を備え、これに譲受、施用、施用のための交付、事故等の覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日等を記入しているか。 ○帳簿と覚醒剤原料譲渡証の関係は適正か。 ○帳簿の記載には、ボールペン等の字が消えないものを使用しているか。（指導事項） ○帳簿の訂正に当たり、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい文字等を記載しているか。（指導事項） ○受入年月日は、覚醒剤原料譲渡証に記載された年月日を記載しているか。覚醒剤原料譲渡証と覚醒剤原料の到着年月日が相違するときには、備考欄に到着年月日を記載しているか。（指導事項） ○購入先の覚醒剤原料製造業者等の氏名又は名称及び購入した覚醒剤原料の製造番号を備考欄に記載しているか。（指導事項） ○帳簿は、最終の記入の日から2年間保存しているか。
その他	○所持している覚醒剤原料に誤りはないか。偽和物、混和物が入っていないか。

（注）覚醒剤原料を取り扱う飼育動物診療施設に対する覚醒剤原料の立入検査は前記に準じて行われたい。

